

光化学オキシダント緊急時の発令基準及び措置基準

区分	発令基準	措置基準			
		ばい煙排出者 ^{※1}	VOC排出者 ^{※2}	自動車所有者 自動車使用者	
発令区分	情報	光化学オキシダント濃度が、1以上の測定点において、1時間値で0.10ppm以上となった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状況が継続すると認められる場合。	排出ガス量等の20%以上の自主的削減	VOC排出量または飛散量の減少準備	運行の自主的制限
	注意	1以上の測定点において、1時間値で0.12ppm以上となった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状況が継続すると認められる場合。	排出ガス量等の20%以上の削減	VOC排出量または飛散量の削減	運行の自主的制限
	警報	1以上の測定点において、1時間値で0.40ppm以上となった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状況が継続すると認められる場合。	排出ガス量等の40%以上の削減	VOC排出量または飛散量の削減	道路交通法の規定による措置
	予報	1以上の測定点において、1時間値が0.12ppm以上に至るおそれがある場合。(A型予報)	排出ガス量等の10%以上の削減	VOC排出量または飛散量の減少準備	運行の自主的制限

※1 工場・事業場において、ばい煙発生施設からの全排出ガス量が4万Nm³/h以上のもの、及びその他知事が必要と認めるもの。

※2 大気汚染防止法第2条第5項に定める揮発性有機化合物(VOC)排出施設を有するもの。